

## 平成29年度事業方針

日本を取り巻く世界情勢は、米大統領がつぎつぎに打ち出す保護主義的な内政重視の大統領令等により、為替相場への影響、グローバル展開している企業や米国を取り巻く国の景気に極めて大きな影響をもたらす懸念があり、政治・経済面での不透明感が強くなってきています。

こうした状況の下、日本経済は為替相場の不安定さはあるものの回復基調にあります。一億総活躍社会実現に向けた働き方改革を含めた諸政策、賃上げ等により個人消費の活性化が期待されています。

このような状況の中、県内の労働災害による死亡者数は41人で、前年より7人減少したが、休業4日以上死傷病災害については6243件で前年同期に対し+2件となり、12次防の目標である年間で3%減の目標達成の目途が立っていない状況です。

刈谷署管内では、死亡災害4人で前年より1人増加し、休業4日以上死傷病災害は直近の速報値では450件と昨年比で+41件(10%)の増加となり12次防の4年目の目標は未達となりました。

また「平成28年監督指導白書」によれば、管内の労働基準関係法令等に違反が認められた事業場は205件で違反率は66.6%となり、昨年より0.5ポイント増加して、依然として多数の事業場で労働基準関係法令違反が認められています。

以上の背景から、当協会は、「働く人すべてが、安心して安全で健康に働ける職場環境づくり」を達成するため、労働基準行政の方針に従い、地域行政とも協業し、下記の事項を推進していきます。

### 1. 労働者の安全と健康の確保対策の推進

- (1) 第12次防の最終年(5年目)として、目標を達成
- (2) 製造業、第3次産業に対する災害防止対策の実施
- (3) 化学物質リスクアセスメント、メンタルヘルス対策(ストレスチェック)等の推進

### 2. 労働者の労働条件の確保・改善の推進 ～働き方改革の推進～

- (1) 過重労働による長時間労働の防止と健康障害防止対策の徹底
- (2) 働きやすい職場づくり及び健康保持増進の啓発
- (3) 相談事例等を基にした基本的な労働基準法、労働契約法等(含む法改正の内容)の周知

### 3. 各種教育及び情報(法令、指針等)の周知と啓発

- (1) 西三河三協会、その他の協会との協業による技能講習、特別教育等の充実
- (2) 出張教育による会員へのサービス向上
- (3) 国立県営障害者能力開発校との技能講習等の実施による障害者への支援の実施
- (4) 無料相談窓口開設による安全衛生・労務管理等の指導、助言の実施
- (5) 協会報「KA・RI・YA」及び協会ホームページの活用